

令和3年

第1回1月定例教育委員会議事録

令和3年1月26日

大野城市教育委員会

次 第

- 1 招集日時
 - 招集日 令和3年1月26日
 - 開会時間 午前10時00分
 - 閉会時間 午前10時45分
- 2 招集の場所 大野城市役所 本館4階 全員協議会室
- 3 会議次第
 - (1) 議事録署名委員
 - 令和2年第13回議事録の署名委員 松本 民仁 委員
 - 今回議事録の署名委員 梶原 千春 委員
 - (2) 議事
 - 第1号 大野城市立学校児童生徒就学援助規則の一部を改正する規則の制定について
 - (3) 教育長報告
 - (4) 報告
 - ①大野城市立学校修学旅行キャンセル料等補助金交付要綱の制定について
 - ②令和2年度修学旅行の実施について
 - ③大野城市ことばの教室設置要綱の一部を改正する要綱の制定について
 - (5) その他
 - ①教育長の業務報告(12月～1月分)
 - ②令和3年度市町村教育委員会協議会の派遣見送りについて
 - ③大野城市立小中学校令和2年度卒業証書授与式の来賓出席について
 - ④教育委員会の主な行事・業務の予定(2月分)
- 4 出席した委員等 吉富 修(教育長) 高木 和敏 梶原 千春 松本 民仁
高野 英機 山口 典子
- 5 欠席した委員 なし
- 6 出席した職員 教 育 部 長 日野 和弘
教 育 政 策 課 長 橋元 啓樹
教 育 振 興 課 長 千葉 太
教 育 指 導 室 長 梶 幸男
教 育 政 策 課 係 長 葉山 賀瑞江
教 育 政 策 課 担 当 大楠 和美
- 7 会議の書記 教育政策課担当 大楠 和美

午前10時00分 開会

○吉富教育長

では、ただいまより令和3年1月定例教育委員会を開会いたします。

傍聴の申出はあっていません。

この会が始まる前に、教育委員の皆様、後に私の職務報告のときにも触れるかも知りませんが、「令和2年度福岡県教育表彰実施要綱」というものをお渡ししました。本来ならば、福岡市東区の福岡県庁の大講堂で、福岡県全体の立派な実践をした教職員を集めての『とびうめ教育表彰式』という表彰式が行われるのですが、現在のこういうコロナ禍で、人を集めた催しがふさわしくないために、それぞれの市で行ってほしいとの依頼がありまして、本市在籍の対象者について、表彰をしたものでございます。

そこには、福岡県公立学校優秀教職員、マイスター、ふくおか教育論文などで、5名の者が表彰対象となっております。福岡県公立学校優秀教職員というのは、文部科学省のものでございます。日常的に毎日の学習指導がすばらしく、子どもへの関わり方が、全体的な教職員の範となる活躍をしているということで、中学校から2名の教員が選ばれております。マイスターには、養護教諭が挙がっていますが、養護教諭という職務の目的に立ち、十二分にその目的を達成しているその頑張りようは、まるで匠のようであるという意味からマイスターという名称です。これは、コロナ禍における子どもの健康管理と不登校児童についての指導をきちんと行ったということで御笠の森小学校の神吉養護教諭が賞されております。それから、ふくおか教育論文では、大野北小学校の坂井先生が優良賞、平野中学校の天津先生が佳作ということで、都合5名の先生方が、本来ならば福岡県庁の大講堂で表彰されるところでございましたけれども、さきのような事情で、大野城市で表彰をしています。

筑紫地区5市の中でも、これだけ多くの被表彰者を出しているのは大野城市でございまして、抜群の頑張りを見せています。本来ならば教育委員の皆様方がいらっしゃるこういった場で表彰すると、非常に晴れがましくて名誉なことになるだろうと思えますけれども、なかなかそういう機会も持てませんので、私どものほうでさせていただいたところでございます。

大野城市立大利中学校の山川周作指導教諭につきましては、文部科学省から表彰状

等が送られてきますので、これをもとに市長への表敬訪問を計画しているところです。

文部科学省の優秀教職員の表彰につきましては、毎年のように大野城市から輩出しています。このことにつきましても、大野城市のように、文部科学省推薦の優秀教職員を出しているところもまれでございますので、皆様方に知っておいていただきたいと、長い時間を取りまして紹介をいたしました。

このような頑張りが、単に特定の教職員だけではなく、多くの640人の教職員の一人一人に影響力として重なっていき、全体が指導力の高い教職員となるように進めてまいりたいと思っているところでございます。どうぞ側面から応援をしていただければと思っています。

なお、今回の会議は、緊急事態宣言が発令されておりますので、出席者を最小限とするということで、議案等の説明がない課の課長につきましては出席を見合わせておるところでございます。したがって、スポーツ課とふるさと文化財課の課長につきましては、今日はここへの出席を見合わせておりますこととお許し願いたいと思います。

〔議事録承認〕

○吉富教育長

それでは、進めさせていただきます。

最初に議事録の承認に入ります。

前回の12月定例会にて松本委員さんをお願いしておりましたので、署名をお願いいたします。

今回の議事録の署名につきましては、次回の教育委員会において梶原委員さんをお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○梶原委員

はい。

〔議 事〕

〔第1号議案 大野城市立学校児童生徒就学援助規則の一部を改正する規則の制定について〕

○吉富教育長

議事に入らせていただきます。

第1号議案、大野城市立学校児童生徒就学援助規則の一部を改正する規則の制定について、教育政策課長、説明をお願いいたします。

○橋元教育政策課長

それでは、第1号議案、大野城市立学校児童生徒就学援助規則の一部を改正する規則の制定について御説明をいたします。

なお、こちらの改正に至った経緯が教育振興課が所管する、『修学旅行キャンセル料等補助金交付要綱』の制定に絡んだ部分がございますので、その点につきまして、はじめに教育振興課長より御説明をさせていただきます。

○吉富教育長

はい、分かりました。では、千葉課長、お願いいたします。

○千葉教育振興課長

それでは、順番が前後いたしますが、次第の5番、報告の(1)をまず最初に説明させていただきます。第1号議案に関連がございますので、最初の報告とさせていただきます。

資料の9ページをお願いいたします。

大野城市立学校修学旅行キャンセル料等補助金交付要綱の制定の御報告をさせていただきます。

要綱制定の趣旨になります。新型コロナウイルス感染症の影響により、小中学校が予定しております修学旅行を中止または延期した場合等に発生する経費に対し、市が財政的支援を行い、保護者の経済的負担の軽減を図るためです。

補助額につきましては、補助対象経費が(1)修学旅行の中止または延期に伴うキャンセル料。(2)延期により交通手段や宿泊先等を変更した場合の追加料金。最後に(3)その他市長が必要と認める経費となっております。

補助対象者は、修学旅行に参加申込みをしていた市内小中学校の児童・生徒の保護者とします。また、就学援助の受給者も含むことといたしまして、就学援助の対象者につきましても、本要綱に基づくキャンセル料をお支払いすることといたします。

後ほど議案で挙げさせていただきますけれども、本要綱の施行と併せまして、就学援助規則を改正することにより、就学援助における修学旅行費の支給との重複はいたしません。

最後に、修学旅行の実施状況になります。

小学校につきましては、7校で12月中に修学旅行を実施済みであります。残りの実施をしておりません大野北小学校、大野南小学校、大利小学校につきましては、今現在の段階としましては、3月初旬の実施予定とさせていただいております。また、中学校5校につきましては、令和2年度の修学旅行は中止ということで決定をさせていただいております。

説明は以上になります。

○吉富教育長

続けて、橋元課長、お願いいたします。

○橋元教育政策課長

続きまして、第1号議案の大野城市立学校児童生徒就学援助規則の一部を改正する規則の制定について、御説明をさせていただきます。

戻りまして、1ページをお願いいたします。

改正の理由といたしましては、就学援助の支給対象範囲について、ほかの補助金制度等による補助が行われる場合は、当該補助金額を除いた費用を就学援助として支給する規定を追加するものということになっております。

2ページ、3ページをお願いいたします。はじめに、3ページの概要のところを使って御説明をさせていただきます。

こちらに書いておりますように、本来就学援助では、修学旅行費を支給するということになっておりまして、3番目の支給実績のところを書いておりますように、本人の体調不良等でキャンセルした場合も、そのキャンセル料を就学援助で支給するという運用をさせていただいております。

ですが、今回、新型コロナウイルス感染拡大により補助金制度を新たにつくりまし

て、新型コロナウイルス感染拡大により一斉にキャンセルする場合は、この『修学旅行キャンセル料等補助金』を利用することにいたしておりますので、そうなりますと、就学援助金の支給制度をこのままの運用にしますと、重複支給が発生することが考えられます。それを避けるため、例外規定として、他の補助制度による補助が行われる場合は就学援助の制度は利用しないという項目を新たに追記するものとなっております。

なお、今申し上げた追記の内容については、2ページの改正後のところに書いておりますように、費用の後ろに括弧をつけまして、『（他の補助制度による補助が行われる場合にあっては、当該補助の額を除く。）』という部分の文言を追加するものでございます。

説明は以上です。

○吉富教育長

説明が終わりましたが、ただいまの説明に対して御質問ございますか。

○高野委員

修学旅行についての質問でもよろしいでしょうか。

○吉富教育長

はい、どうぞ。結構です。

○高野委員

先ほど御説明がありましたけど、修学旅行についての通知ということで、資料の14ページ。2月8日に、次の①と②を考慮して教育委員会と小学校長会で協議して、感染症対策本部に諮って決定すると。これ、中止か否かということですか。

○吉富教育長

梶室長、お願いいたします。

○梶教育指導室長

それでは、関連で今御質問がございましたので、修学旅行についての通知、14ペー

ジの中身につきまして、私のほうから御説明をさせていただきます。

現在のところ、中学校5校については、今年度内は中止、行わないということにしております。関西の新型コロナウイルスの感染状況が非常に厳しいということと、進路日程等もございまして、中学校はどうしても、これ以降の日程の確保がなかなか難しいことでもございましたので、今年度は中止としています。一番下のところに書いてありますが、令和3年度に3年生（現2年生）を対象とした、何か代替となるような校外学習を実施するというようにしております。

以上です。

○吉富教育長

高野委員、どうぞ。

○高野委員

修学旅行について説明があったので、質問をしますけど、いいですか。

○吉富教育長

どうぞ、御質問なさってください。

○高野委員

①と②を考慮してという、緊急事態宣言の継続状況というのは分かります。ただ、G o T o トラベルキャンペーンの実施状況等というのが条件になっているんですけども、G o T o トラベルキャンペーンが実施されているかどうかで中止か否かの決定条件になるのでしょうか。

○吉富教育長

梶室長、お願いいたします。

○梶教育指導室長

G o T o トラベルキャンペーンを考慮の項目として挙げておりますのは、経費のことも当然あるのですが、経費のことについては先ほど報告で挙げた補助金制度を利用すればよいのですが、G o T o トラベルキャンペーンが止まるということは、大き

な人の移動を制限するためだという解釈をしています。ですから、G o T o トラベルキャンペーンが止まっているようであれば、子どもたちの団体旅行を県外に実施することはやはり不適切ではないかという考え方から、考慮の項目として挙げておるところです。

以上です。

○吉富教育長

部長、補足で何かありませんか。

○日野教育部長

G o T o トラベルキャンペーンについては、一つ目は費用的なものがあります。例えば、通常バス1台で行くところを、G o T o トラベルを使ってバスを2台にして、子どもたちの座席を余裕を持ってを乗せるなどの対策を考えておるとというのが今の状況でございます。

二つ目、G o T o トラベルキャンペーン自体が中止になるということについては、基本的に、やはり大きな動きというのが制限されているということであると考えたときに、修学旅行の行動指針のところにG o T o トラベルの実施が関係すると考えています。その後、1月に入りまして緊急事態宣言発令という形になりましたので、その部分で、一応、二段の考え方を持って考えておるということでございます。

○吉富教育長

高野委員、いいでしょうか。

○高野委員

何となく釈然としない部分が。G o T o トラベルキャンペーンというのは、そもそも今までもなかったことですよね。もちろん、G o T o トラベルキャンペーンをやめるという中にはそういう判断もあるでしょうけど、政府の政策的、政治的な判断もあるかもしれないですよね。その事に学校の教育の一過程が左右されていいのかなという気が何となくするもんですから。ちょっと聞いてみました。

○吉富教育長

はい、分かりました。

○高野委員

結構です。

○吉富教育長

ありがとうございました。

梶室長のほうからは、G o T o トラベルキャンペーンの自粛というのは、もう大集団での移動は不適切ですよという社会的なメッセージであるという、そして、社会的な説明が付きやすいという、そういったことも含んでいます。ありがとうございました。ほかに御確認はないでしょうか。はい、どうぞお願いいたします。

山口委員。

○山口委員

すみません、私、10月からここに参加しているので、それ以前に説明があったのかもしれないんですけども、そもそも修学旅行が、小学校が12月からということで大野城市は実施されたようなんですけども、その前に、例えば11月とか10月とか、もっと早い段階から修学旅行を行うというような検討とかはあったんでしょうか。12月からと決めた理由とかがあったら。

○吉富教育長

梶室長、いいですか。どうぞ、お願いいたします。

○梶教育指導室長

今、細かい資料が手元にないので、もともとの小学校の修学旅行の本来の計画について、細かい日程を正確に申し上げることができないのですが、もともとの計画では9月から11月あたり、12月の頭ぐらいにかけて10校が計画をしておりました。ですが、8月頃の感染の状況から、秋は難しいだろうということから、11月末まで見送るということをこちらで出したところでした。そして、それに従いまして、各学校が12月以降に計画を移しました。目的地はそのまま、できるだけ宿泊場所もそのまま、計画その

ままで、ほぼ各校が移したところでは。その中で、12月に移した学校、年明けに移した学校の差がございました。それが現状のここにつながっておるところでございます。

以上です。

○吉富教育長

いいでしょうか。

○山口委員

すみません。

○吉富教育長

どうぞ。

○山口委員

12月に判断されたのは、何月ぐらいだったんですか。

○梶教育指導室長

11月末まで延期するとしたのが8月下旬でした。

○山口委員

夏の頃から。

○梶教育指導室長

はい。

○吉富教育長

いいでしょうか。

○山口委員

はい。

○吉富教育長

それでは、ほかにございますか。高木委員、お願いいたします。

○高木委員

修学旅行が中止というのは分かりましたが、こういうコロナ禍ですよね。詳細に把握してなかったらいいんですけど、こういうコロナ禍で修学旅行を行う場合、保護者によっては、あるいは子どもによっては、コロナのことをやっぱり考えて、「いや、僕は行きません」となる人もいるのではないのでしょうか。修学旅行は強制でもないし、確か参加申込みの際に保護者の同意書を学校ごとにとると思うんですけど、こういうコロナの時期ですから、「私はもう行きません」というのがあったのかどうか分かりますか。集計上。分からなければいいんですけど、かつてそういう意見がちょっとあったもので。

○吉富教育長

修学旅行実施に対する保護者の動静について、説明してください。

○梶教育指導室長

12月末までで同意書を取っている学校がございます。中学校5校は、実施についてのアンケートですね、保護者の意向等を聞いておりますが、すみません、何%というのは申し上げられませんけれども、ほぼ参加には同意ということでした。しかし若干名、迷っているとおっしゃるところがございました。そういう状況でございます。例えば、1割を超えるような反対があるとか不参加があるというような状況ではございませんでした。

ですが、「同意する」の中にもですね、やはり、不安だけれども、子どもが行きたいと言うから、ここは保護者としては行かせてあげたいというような部分も多かったような印象はあります。ですので、緊急事態宣言が出そうだとか、感染者数が落ち着かないという状況の中で、例えば、年明け、もともと予定では、一番最初が大野東中学校が1月12日から実施の予定でしたけれども、あくまでも憶測ですが、この直前にもし調査をしたのであれば、緊急事態宣言が出されるかも知れないという時期でしたので、不参加の御意見のほうが多かったかも知れません。ただ年末の段階では先ほど御説明したとおりでした。

○高木委員

はい。

○吉富教育長

ちなみに筑紫地区他市の修学旅行の実施について、ちょっと説明してください。

○梶教育指導室長

他市の状況につきましては、来年度に見送るということを決定した市もございます。現状では、年度内に、この3学期に実施するという学校はございません。未実施の学校については、3学期は全て見送っております。

以上のような状況です。

○吉富教育長

それでは、採決に移ってよろしいでしょうか。

それでは、第1号議案について、承認することに異議はございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○吉富教育長

異議なしですので、第1号議案は承認すべきものと決めます。ありがとうございました。

[教育長報告]

○吉富教育長

次は、4番の教育長報告ですね。今月は報告すべき事項はございません。

[報 告]

○吉富教育長

5番に移らせていただきます。

5番(1)は、もう説明が済みましたので飛ばして、(2)。

○教育政策課担当

ここは先ほど教育指導室長が説明された部分に該当するところです。

○吉富教育長

そうですか。ではこれはもう割愛してよいですね。

○教育政策課担当

はい。

○吉富教育長

はい、分かりました。

そうすると、(3) 大野城市ことばの教室設置要綱の一部を改正する要綱の制定について、梶教育指導室長、説明をお願いいたします。

○梶教育指導室長

それでは、大野城市ことばの教室設置要綱の一部を改正する要綱について説明いたします。

資料の15ページを御覧ください。

大野城市ことばの教室設置要綱（平成27年教委要綱第5号）でございます。この一部を以下のように改正をいたします。これは、ことばの教室中学生教室を、現在の大野北小学校から旧下筒井公民館跡地に現在整備をしております「青少年の居場所」に移転することに伴い、大野城市ことばの教室中学生教室の位置について改正するものです。

15ページの表の中段の表を御覧ください。

改正前は、位置が「大野城市山田四丁目17番1号 大野北小学校内」となっております。現在、大野北小学校のことばの教室小学生教室（北教室）の一部に中学生教室が入っている形になっております。これを、右側、改正後は、位置を「大野城市筒井二丁目2番2号 大野城市青少年の居場所内」というふうに改正をするものでございます。

説明は以上です。

○吉富教育長

ちなみに、この「青少年の居場所」につきましては、1月31日日曜日10時から開所式典がこの場所で行われることとなっております。ただいまの説明に御確認がございましたら、どうぞ。はい、お願いいたします。

○松本委員

これ、教室には今まで大体何人ぐらい通ってたんでしょうか。

○吉富教育長

ことばの教室に通っていた生徒の数ですね。はい、お願いします。

○梶教育指導室長

現状で、中学生教室に通っている子どもの数は15名でございます。年度によっても人数の変動もございますし、途中で退級する子、あるいは途中で入級する子もございまして変動がありますが、現状、その数でございます。

○吉富教育長

重ねて質問がありますか。

○松本委員

前にちょっと聞いたんですけど、開所したときに、室長みたいなのを置くという話を聞いたんですけど、これはありますか。

○吉富教育長

どうぞ、教育指導室長。

○梶教育指導室長

ことばの教室の室長というポストは、今のところ置く予定はございません。ことばの教室中学生教室の指導員は2名、こちらに常駐する予定でございますが、室長等の形で置く予定は今のところございません。

○吉富教育長

ポストそのものがないということですよ。よろしいですか。

○松本委員

はい、いいです。

○吉富教育長

はい、分かりました。ほかにございませんか。

○高野委員

いいですか、すみません。

○吉富教育長

はい、どうぞお願いします。

○高野委員

これはもう、この「青少年の居場所」の設計時点で、こういうふうに移転するという説明が教育委員会であったんですかね。

○吉富教育長

ことばの教室。

○高野委員

はい。中学生教室をこの「青年の居場所」のところに移転する計画であるということとは、以前に説明ありましたかね。今回、初めてですか。

○吉富教育長

室長、どうぞ。

○梶教育指導室長

昨年から今年にかけては初めてでございます。

○高野委員

いや、心配しているのは……。

○吉富教育長

はい、どうぞ。

○高野委員

説明があったのに、また今頃こんな事を聞いてもしようがないじゃないかとか言われるかもしれないですが、15名も生徒がいらっしゃるわけですよね。で、これ、大野城市すべての地域ですよね。そうすると、通学について、ここまで来るためには、保護者の方が車で送られたりすると思うんですけど、駐車場とか、そういったところはどなんでしょう。あそこはイメージ的には非常に狭いところで、公民館の裏に少し駐車場みたいなのところがあって、通りも狭いじゃないですか。結構抜け道で交通量が多いところなので、通学する子どもたちの安全とか、駐車場の確保とか、そういったことも考えて、配慮していただければなと思います。

○吉富教育長

はい。関係各所と十分に連携しながら、今の御指摘についてはちゃんとしていきたいと思います。いいですか。

○高野委員

はい。

○吉富教育長

ほかになにかご質問はありますか。

〔「なし」の声あり〕

では、次にまいります。ここで5番の報告は終わりですね。

[その他]

- (1) 教育長の業務報告（12月～1月分）
- (2) 令和3年度市町村教育委員会協議会の派遣見送りについて
- (3) 大野城市立小中学校の令和2年度卒業証書授与式の来賓出席について
- (4) 教育委員会の主な行事・業務の予定（2月分）

午前10時45分 閉会